

平成27年度 事務事業評価シート

章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	I	男女の人権が尊重される社会の実現
目標	男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。	

指標名	単位	基準値 H16	中間値 H21	実績値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27	目標値 H27
指標①	男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	%	14.2	—	—	12.4	—	—	12	0
指標②	民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	人	3 (13)	5 (9)	8 (12)	14 (22)	5 (9)	5 (7)	7 (14)	5 (10)

施策コード	施策の基本的な方向	主要な施策	具体的な内容
1-①	1 男女平等の条件づくり	① 家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発	・男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
1-②	1 男女平等の条件づくり	② 家庭生活への男性の参画促進	・家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。
2-①	2 女性の人権保護	① 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実	関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。

NO	施策	事業名 【事務事業コード】	部名及びグループ名	開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	Plan・Do										Check						Action					
								事業概要				事業の成果、目標						各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【単位：千円】							第2期基本計画第3次実施計画期間中(H24～H27)における事業内容の変更・改善等の状況	評価	評価の判断理由、特記事項など (妥当性、有効性、効率性、成果)	今後の事業の方向性 【H28以降】	
								事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業の場合は、施設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等	指標名	単位	H25実績	H26実績	H27目標	H28目標	H29目標	H30目標	名称	H25決算	H26決算						H27予算
1	1-①	男女共同参画社会づくり事業 14111001	市民生活部 市民サービスG	H9	—	ソフト	一般会計	登別市男女共同参画基本計画に基づき、女性と男性がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を發揮して共に支え合う、男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。	H25	市民	登別市男女共同参画社会づくり推進会議と意見交換を図りながら、登別市男女共同参画第2次基本計画（はあもにいプラン21）の実施計画掲載事業を推進した。 【事業内容】男女共同参画に関する市民団体の活動支援（のぼりべつ男女平等参画懇話会、プラタナス）、市民団体の男女共同参画フェアの開催支援、広報誌「アンドンテ」の発行（年1回）、小学4年生向け啓発冊子、アンケートの実施、出前講座（男性科理教室）、男女共同参画週間に向けた作品展等	男女共同参画基本法、北海道男女平等参画推進条例	審議会等委員の女性の登用率	%	25	24	40	40	40	40	国庫支出金 道支出金 地方債 その他 一般財源 合計	130 76 111 111 111 111	76 76 111 111 111 111	111 111 111 111 111 111	111 111 111 111 111 111	第2期基本計画第3次実施計画期間中(H24～H27)における事業内容の変更・改善等の状況	維持	平成24年度に実施した男女共同参画に関する意識調査において、家庭では、男女が共同で家事を分担する意識の高まりが見られるが、社会情勢の変化に伴う新たな課題やワークライフ・バランスなど、依然として課題があることから、引き続き事業に取り組んでいく。	男女共同参画社会の形成を図るため、登別市男女共同参画基本計画（はあもにいプラン21）の実施計画掲載事業を推進していく。
2	2-①	男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金） 14121001	市民生活部 市民サービスG	H12	—	ソフト	一般会計	配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者からの暴力から逃れる女性を守ることに、女性の人権と尊厳を守り、男女が対等に生きることができる社会を実現することを目的とする。	H25	NPO法人 ウィメンズ・マサカーネ	室蘭市、伊達市と3市により、配偶者からの暴力被害者保護のための民間シェルターを設置する「NPO法人ウィメンズ・マサカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。また、当市におけるDV被害者相談に対して関係機関と連携を図り、当事者本位の対応を行った。（自立支援の活動として、自立後のサポート業務のほか、子どもの居場所づくりの運営、シェルター入所中の子どもに対するティーンプログラムの実施、子どもボランティア研修事業等を行った。）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	自立割合（夫の元へ戻らない場合）	%	80	100	100	100	100	100	国庫支出金 道支出金 地方債 その他 一般財源 合計	150 150 150 150 150 150	150 150 150 150 150 150	150 150 150 150 150 150	150 150 150 150 150 150	第2期基本計画第3次実施計画期間中(H24～H27)における事業内容の変更・改善等の状況	維持	『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づき、行政として関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。	登別市男女共同参画基本計画（第2次）において、配偶者暴力に関する方針を追加し、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。